

(11) 市町村行動計画及び都道府県行動計画関係

(平成21年3月1日施行、平成21年4月1日施行)

【次世代育成支援対策推進法施行規則(平成15年厚生労働省令第122号)の一部改正】

次世代育成支援対策推進法

第7条 (略)

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一・二 (略)

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 (略)

3～5 (略)

<内容>

改正法による改正後の次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第7条第2項第3号において規定する市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準を示す主務省令で定める次世代育成支援対策は、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等とする。